

大谷學報

第90卷 第2号

2011年3月18日発行

日本の伝統・文化	太田智子	(1)
次代へ伝えることの意味		
「六角堂夢告」考（上）	籠弘信	(22)
親鸞の生涯を貫いた課題		
彙報		(45)
学位論文審査要旨		(53)
二〇一〇年度 研究発表会 発表要旨		(46)
チャンドラキールティの 唯心解釈と縁起について	太田路子	(24)
アメリカにおける		
図書館サポートスタッフの動向	山本貴子	(1)
大城善盛		
漢那憲治		
瀬戸口誠		

大 谷 大 学
大 谷 学 会

大谷学報 第八十九卷 第二号

大谷学報 第九十卷 第一号

信の仏教の系譜……………井上尚実

『スッタニパーク』「アーラーヴアカ經」と
「ヴァンギーサ經」に描かれる「信」の原風景

法然門下における「弘願一乘」の究明と
親鸞の「一乗海釈」……………藤元雅文

「論書」としての『教行信証』への一視座——

悲歌慷慨……………乾 源俊

二〇一〇年度 春季公開講演会 講演録
倫理の場所……………池上哲司

二〇〇九年度 修士論文・卒業論文・卒業研究題目一覧

彙報

学位論文審査要旨

アメリカにおける

図書館職員の要件と資格

山本貴子・大城善盛
漢那憲治・中島幸子

大岡昇平と太宰治……………芦津かおり
——それぞれの「ハムレット」、それぞれのシェイク

スピア
保育者として

卒業した人たちの動向と実態……………徳岡博己
卒業生調査から見える養成教育の課題——

再発見された漢モ対訳
『勅賜興元閣碑』断片……………松川 節

学位論文審査要旨

二〇〇九年度 研究発表会 発表要旨

〈底〉から〈的〉への
交代状況からわかること……………渡部 洋

世界遺産エルデニゾー寺院（モンゴル国）で

再発見された漢モ対訳
『勅賜興元閣碑』断片

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles:

The Movement of Library Support Staff in the USA	<i>YAMAMOTO Takako</i> (1) <i>OSHIRO Zensei</i> <i>KANNA Kenji</i> <i>SETOGUCHI Makoto</i>
Candrakīrti's Interpretation of <i>Cittamātra</i> and <i>Pratityasamutpāda</i>	<i>OTA Fukiko</i> (24)

Résumés of Papers Presented at the Otani Society

Annual Meeting 2010	(46)
---------------------------	--------

Examination Report of Theses Presented for the Degree of Doctor of Literature	(53)
--	--------

Articles:

A Consideration on Shinran's Dream at Rokkakudo (1)	<i>NAGATANI Hironobu</i> (22)
—On the task that Shinran tackled throughout his life—	
Japanese Tradition/Culture:	<i>OTA Tomoko</i> (1)
The Significance of Transmitting It to the Next Generation	

Miscellaneous:

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

(設置)

第一条 大谷大学（大谷大学大学院、大谷大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）に大谷学会（以下「本会」という。）を置く。

(目的)

第二条 本会は、本学の学術研究の推進と、その成果の公開を目的とする。

(事業)

第三条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

「大谷学報」の発行
「大谷大学研究年報」の発行
研究会及び公開講演会の開催
その他必要な事業

(会員)

第四条 本会は本学の教育職員（専任職員及び契約職員）及び学生をもつて会員とする。

第五条 前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認された者は、会員となることができる。

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長
(2) 副会長
(3) 委員
(4) 監事

第七条 会長には大谷大学長が当たり、本会を代表する。

第六条の2 副会長には学監・文学部長が当たり、会務を統理する。

2 副会長は、第3条第1号及び第2号の編集兼発行者となる。

第七条 委員は10名とし、教授会において互選

する。
2 委員は、企画、編集、出版等の会務に当たる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

第7条の2 会務を円滑に遂行するため、庶務を置くことができる。

2 庶務は本会委員の中から会長が委嘱する。

第8条 監事は、2名とし、教授会において互選する。任期は2年とする。

2 監事は、本会の会計を監査する。

(研究発表等)

第九条 会員は、本会の出版物にその研究を表し、「大谷学報」及び「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。

(会費)

第十条 会員の会費は、年額四〇〇円とする。ただし、学生会員は二〇〇円とする。

(運営経費)

第11条 本会の経費は、会費をもつてこれに当てる。

2 本会の必要経費については、助成金を受けることができる。

(事務所管)

第12条 本会の事務は、教育研究支援部教育研究支援課の所管とする。

(規程改正)

この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

付則

1 この規程は、一九八一年四月一日から施行する。
2 一九六二年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。

付則 この規程は、一九九三年四月一日から施行する。

付則 この規程は、一九九五年四月一日から施行する。

付則 この規程は、二〇〇二年六月一日から施行する。

付則 この規程は、二〇〇六年十一月八日一部改正し、同日から施行する。ただし、第3条第1号については、第86卷第1号から適用する。

付則 この規程は、二〇〇六年十一月八日一部改正し、同日から施行する。ただし、第3条第1号については、第86卷第1号から適用する。

〈大谷学会委員〉

加来

雄之

藤

丈

寛

雄

治

紹

見

洋

三

木

山

内

采

翠

清

彰

円

田

晃

郎

洋

三

宅

伸

一

郎

洋

伸

一

郎

洋

伸

一

郎

洋

付則 この規程は、二〇〇二年六月一日から施行する。

付則 この規程は、一九九五年四月一日から施行する。

付則 この規程は、二〇〇二年六月一日から施行する。

付則 この規程は、二〇〇六年十一月八日一部改正し、同日から施行する。ただし、第3条第1号については、第86卷第1号から適用する。

大谷学報第九十卷第一号
二〇一二(平成二十三)年三月十八日発行

編集兼
発行者 大 谷 学 会 健

発行所
〒606-8424 京都市北区小山上総町
大谷大学内

振替 (〇七五)四一一八一五八(直
印 刷 者 中 西 隆 太 郎

学生会員 投稿規程

1. 本学会学生会員で、『大谷学報』に論文の掲載を希望するものは、指導教員の推薦状を添えて投稿できる（二六〇〇〇字以内とする）。
2. 投稿された論文は、審査を経て採否が決定される。
3. 論文の審査は、編集委員および編集委員が選任委嘱する審査委員（若干名）によつて行われる。
4. 審査の結果は左記の通りとし、②③の場合には、投稿者にその理由を通知する。
 - ①採用
 - ②条件付き採用（修正がなされた場合採用）
 - ③不採用
5. この規程は、『大谷学報』第八十九卷第一号より適用される。